

発泡性の酒類の取扱いについて（高圧ガス保安法関係）

質問：

発泡性の酒類については、高圧ガス保安法による規制の対象になりますか？

回答：

酒類のガス圧が、常用の温度において1 MPa（約10気圧）未満であれば、当該法令の規制の対象にはなりません。

なお、一般的にはビールであれば0.2MPa、スパークリングワインであれば0.5MPa程度です。

ただし、法令の規制対象でない場合にも、発泡性の酒類を取り扱う場合には、事故の防止に十分ご留意願います。

解説

「高圧ガス保安法」では、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等に係る各種規制が定められており、常用の温度において圧力が1MPa以上となる「圧縮ガス」等について、規制の対象とされています。

平成29年7月25日付20170718保局第1号「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」では、液体に気体が溶け込んでいるいわゆる「溶解ガス」については、「圧縮ガス」として取り扱うこととされています。

（関係法令）

<高圧ガス保安法>

〔定義〕

第二条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

<高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）>

(1) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

第2条関係（定義）

液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、圧縮ガスとして取扱い、第1号による。（以下略）